

総 行 経 第 5 1 号
令和 7 年 8 月 2 6 日

各都道府県担当部局長 殿
(公金収納のデジタル化担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(公金収納のデジタル化担当課扱い)

総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について (通知)

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 7 年総務省令第 8 7 号。以下「改正規則」という。) が本日公布されました。

地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 6 5 号。以下「改正法」という。) については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知)」 (令和 6 年 7 月 2 日付け総行行第 2 8 0 号等総務大臣通知) により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第 2 7 3 号。以下「改正令」という。) については、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について (通知)」 (令和 7 年 7 月 2 日付け総行経第 4 4 号等自治行政局長通知) により示したところですが、改正規則は、改正法及び改正令の施行に伴う地方自治法施行規則 (昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「規則」という。) 等の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行規則の一部改正に関する事項

- 一 改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第243条の2の7第2項第2号の総務省令で定めるものについては、指定公金事務取扱者制度における法第243条の2の5第1項第2号の総務省令で定めるものに係る規定を準用することとされ、次のとおりとされたこと。

- ① 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

- ② 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金（改正規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）第12条の2の20第2項関係）

なお、国又は他の地方公共団体が利用者としての立場で納付する公金（水道料金等）等、「地方譲与税、地方交付税、国庫支出金」等と性質が異なるものは、上記①には該当しない。

- 二 新法第243条の2の7第2項に規定する総務省令で定める方法は、歳入等の納付に関する書類であって次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付する方法とされたこと。

- ① ②に掲げる符号を電気通信回線を通じて地方税共同機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号

- ② 個々の納付を識別するために普通地方公共団体が割り当てる符号（新規則第12条の2の21第1項関係）

なお、上記①の符号は、eL-QR（地方税統一 QR コード）格納項目のうち収納機関番号を指し、上記②の符号は、eL-QR 格納項目のうち案件特定キー、確認番号、納付区分（税目・料金番号）及び団体番号を指すものである。

- 三 二の規定により歳入等の納付を行おうとする者のうち、eL-QR を活用したダイレクト納付により歳入等の納付の手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならないとされたこと。

- ・ 氏名、住所又は居所
- ・ 歳入等の納付の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
- ・ その他参考となるべき事項

（新規則第12条の2の21第2項関係）

- 四 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の41（同条第1号を除く。）、第24条の42（同条第1項第1号を除く。）、及び第24条の44から第24条の54までの規定は、新法第243条の2の7第2項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用するものとし、必要な読替えを定めるものとされたこと。

（新規則第12条の2の22関係）

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正に関する事項

改正法により、新法における eL-QR を活用した公金収納に係る規定を合併特例区の財務について準用されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）において上記第一に係る新規則の規定を合併特例区の財務について準用するなど、所要の規定の整備を行うこととされたこと。（改正規則第 3 条関係）

第三 その他の事項

その他所要の規定の整備を行うものとされたこと。

第四 施行期日

改正規則は、改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（※）から施行するものとされたこと。

※ 改正法公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令（別途公布予定）で定める日。